武雄市災害に対する見舞金等の支給について(災害弔慰金・災害障害見舞金・災害援護資金の借入れ) 令和元年8月の大雨により被害にあわれた方へ支援金の制度をお知らせします。

災害弔慰金	生計を主として維持していた方の死亡の場合	500万円
	その他の方の死亡の場合	250万円
災害で亡くなられた遺族へ	※災害障害見舞金の支給を受けている場合はこれらの額から災害障害	
支払われます。	見舞金の額を控除した額	

災害障害見舞金	生計を主として維持していた方の場合	250万円
	その他の方の場合	125万円
災害により重度の障害を受		
けた方へ支払われます。		

災害援護資金の借入れ	※所得制限、限度額あり	限度額	
	療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷の場合		
災害により住宅が全半壊ま	ア 家財及び住居に損害のない場合	150万円	
たは家財の損害など被災を 受けた方に、一定の要件の もと、生活再建のための援	イ 家財の価格の3分の1以上である損害があり、かつ、住居の損害 がない場合	250万円	
護資金を貸付ます。	ウ 住居が半壊した場合	270万円	(350万円)
	エ 住居が全壊した場合	350万円	
利率			
・保証人有 無利子	世帯主の負傷がない場合(療養に1か月かからなかった場合含む)		
	ア 家財の価格の3分の1以上である損害があり、かつ、住居の損害		
・保証人なし 年1%	がない場合	150万円	
償還期間	イ 住居が半壊した場合	170万円	(250万円)
・10年(据置期間含む)	ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。)	250万円	(350万円)
据置期間 ・3年	エ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合	350万円	
償還方法(元利均等償還) 年賦、半年賦、月賦			

()の額は、被災した住居を立て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等 特別の事情がある場合

武雄市罹災者に対する見舞金

見舞金	対象者:住所が武雄市の方	1世帯
火災、風水害その他の災害 に際し、市がその罹災者に 対して給付する見舞金で す。	住宅の全焼又は全壊	10万円
	住宅の半焼又は半壊	5 万円
	住宅の床上浸水	5 万円
	住宅の床下浸水	1万円

・詳しくは、武雄市災害弔慰金の支給等に関する条例、武雄市災害弔慰金の支給等に関する条例施行 規則および武雄市罹災者に対する見舞金等の基準に関する規則をご確認ください。